

【介護保険第 2 号被保険者資格の適用除外施設について】

介護保険法施行法(平成 9 年法第 124 号)第 11 条及び当該規定に基づく介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 170 条の規定により、次に掲げる施設に入所又は入院している者については、当分の間、介護保険法の被保険者としていない特例が設けられています。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設(生活介護及び施設入所支援に限る)
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設(生活介護に限る)
3. 児童福祉法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設
4. 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項の厚生労働大臣が指定する医療機関
5. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設
6. 国立及び国立以外のハンセン病療養所
7. 生活保護法第 38 条第 1 項第 1 号に規定する救護施設
8. 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する労働者災害特別介護施設
9. 障害者支援施設
(備考) 知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号に係るものに限る
10. 指定障害者支援施設
(備考) 生活介護及び施設入所支援の支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る
11. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 2 条の 3 に規定する施設(療養介護に限る)